

第 2 章 防災組織

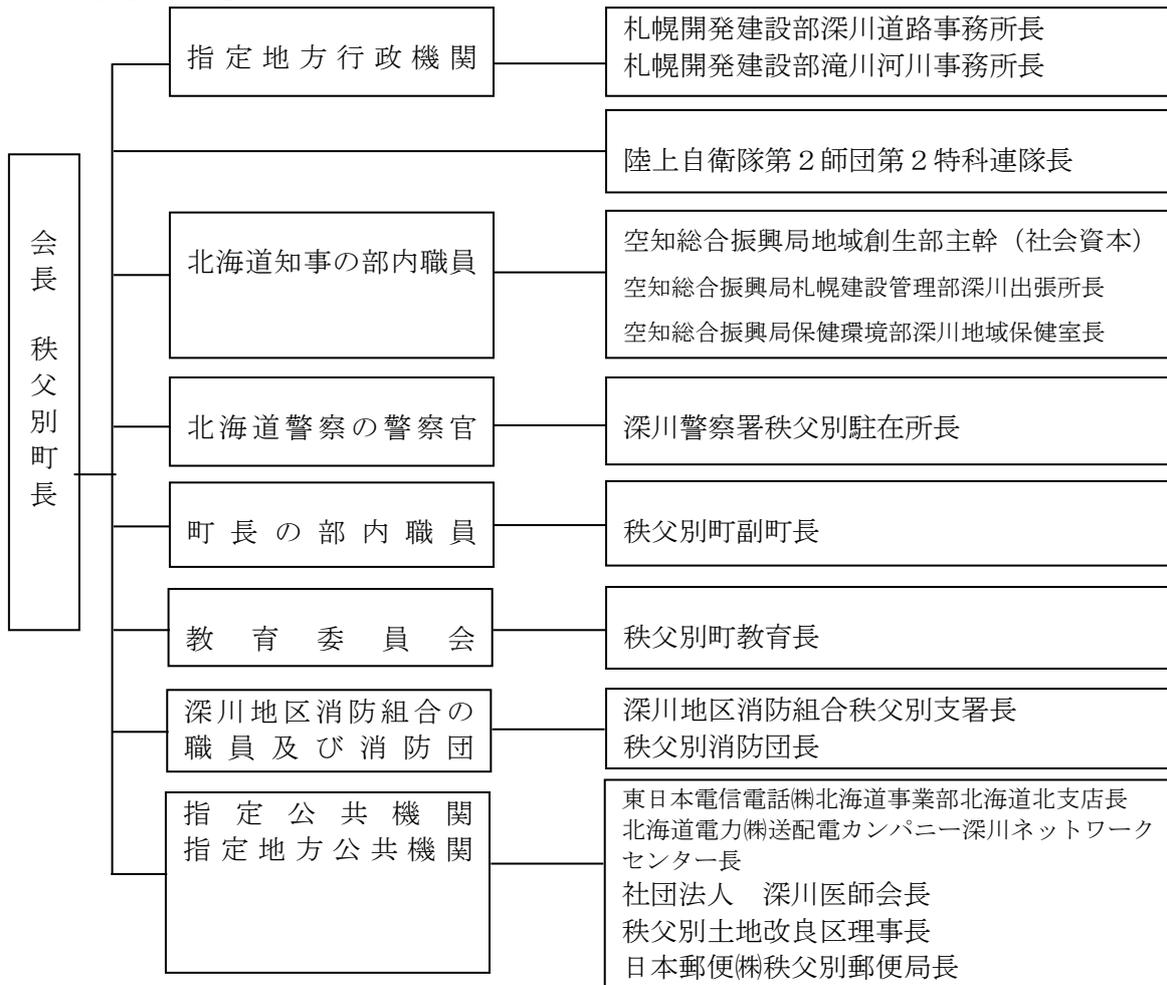
第2章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達並びに災害時における広報活動等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防災会議

町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく秩父別町防災会議条例第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、災害情報の収集、機関相互間の連絡調整を行うものである。組織及び運営の概要は次のとおりである。

1 防災会議の組織



2 防災会議の運営

防災会議の運営は、秩父別町防災会議条例に定めるところによる。

3 防災会議の所掌事務

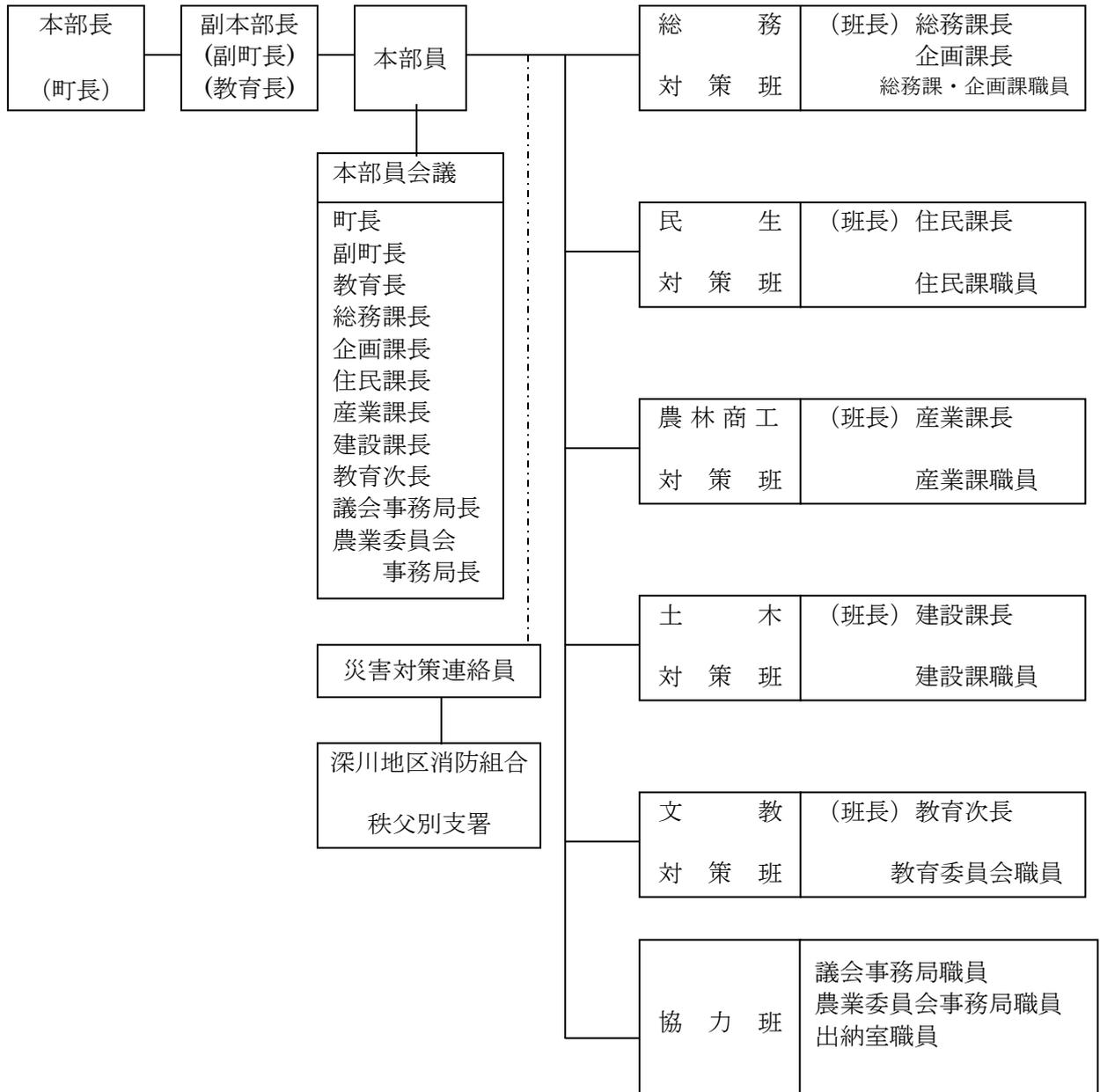
秩父別町防災会議条例の規定に基づき、次の事務をつかさどる。

- (1) 秩父別町の地域防災計画を作成、及びその実施を推進する。
- (2) 秩父別町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防計画を調査審議する事務。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、防災会議の権限に属する事務。

第2節 災害対策本部

町長は区域内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合で必要があると認めるときは、基本法第23条の規定に基づき、次のように災害対策本部を設置し、必要に応じて現地対策本部を設置し、防災活動を推進するものとする。

1 災害対策本部



2 災害対策本部の業務分担

災害対策本部の各班の業務分担は次のとおりとする。

班名	対策事務
総務対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び運営に関する事。 2 災害対策本部の庶務に関する事。 3 自衛隊派遣要請に関する事。 4 防災会議に関する事。 5 災害情報の収集及び報告に関する事。 6 気象予報（注意報含む）、警報、並びに情報等の情報収集、伝達及び報道に関する事。 7 雨量・水位等の情報の収集、報告に関する事。 8 災害区域視察に関する事。 9 災害応急対策及び復旧に関する事。 10 本部員会議及び班長会議に関する事。 11 各班の連絡調整に関する事。 12 関係団体、住民組織等の出動要請に関する事。 13 職員の招集、出動及び解散に関する事。 14 災害時における労務者の雇上げ、その他労務供給に関する事。 15 各地域との連絡に関する事。 16 町有財産の被害調査及び復旧に関する事。 17 災害関係経費の出納に関する事。 18 災害応急対策及び復旧に要する資金計画に関する事。 19 非常警報、避難指示、避難解除等の広報に関する事。 20 消防職団員の出動要請に関する事。 21 罹災証明書の交付に関する事。 22 その他各班に属さない事。
民生対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助法の実施に関する事。 2 被災者に対する炊き出し及び食糧品の給与に関する事。 3 生活必需品その他応急物資の調達配分に関する事。 4 救援及び見舞金品に関する事。 5 費用の一時繰替支弁に関する事。 6 救助法による日本赤十字社の活動に関する事。 7 福祉施設の被害調査に関する事。 8 被災者の防疫に関する事。 9 被災者の医療及び助産に関する事。 10 防疫・医療に要する薬品及び資材に関する事。 11 衛生施設の被害調査に関する事。 12 避難所の設置及び被災者の受け入れに関する事。 13 死体の捜査及び収容処理・埋葬に関する事。 14 要配慮者の避難支援・安否情報の収集に関する事。

第2章 防災組織

農林商工対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業被害調査並びに応急措置復旧対策に関する事。 2 被災農家の援護対策に関する事。 3 農業災害補償及び災害農家に対する融資に関する事。 4 被災地の病虫害防除に関する事。 5 種苗の確保に関する事。 6 被災地の家畜の防疫に関する事。 7 被災地の死亡獣畜の処理等に関する事。 8 家畜飼料の確保に関する事。 9 救農事業の選定及び実施に関する事。 10 被災者に対する自作農維持創設資金の特別措置に関する事。 11 救農土木事業の計画に関する事。 12 被災商工業者の金融に関する事。 13 被災中小企業の振興に関する事。 14 被災企業の復旧対策に関する事。 15 商工関係被害調査に関する事。
土 木 対 策 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧土木事業に関する事。 2 土木関係被害の調査に関する事。 3 道路・河川・橋梁被害の応急措置、復旧対策に関する事。 4 応急資材の調達・配分・保管に関する事。 5 障害物除去に関する事。 6 被災地の区画整理に関する事。 7 内水排除活動及び連絡調整に関する事。 8 内水排除に要する応急資器材の調達・配置・保管等に関する事。 9 災害復旧土木事業に関する事。 10 土木関係被害の調査に関する事。 11 道路・河川・橋梁被害の応急措置、復旧対策に関する事。 12 応急物資の調達。配分・保管に関する事。 13 障害物除去に関する事。 14 災害時輸送の統括に関する事。 15 災害時の輸送に関する事。 16 被災地における飲料水の確保及び供給に関する事。 17 上・下水道施設の被害調査及び災害復旧に関する事。
文 教 対 策 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 被災児童・生徒の応急教育に関する事。 3 教科書及び学用品の調達・支給に関する事。 4 被災児童・生徒の医療・防疫・給食等に関する事。 5 災害広報資料・災害写真等の収集に関する事。 6 災害時の児童生徒の避難誘導及び輸送に関する事。 7 各学校及び部内の連絡調整に関する事。 8 教育関係義援金品の受領に関する事。 9 スクールバスの運行に関する事。
協 力 班	<p>議会事務局、出納室 総務対策班の業務協力に関する事。 農業委員会事務局 農林商工対策班の業務協力に関する事。</p>

3 災害対策本部の設置基準、廃止及び公表

(1) 設置

町長は、基本法第23条の2第1項の規定により、次の各号に該当し、必要と認めるときは災害対策本部を設置する。また、災害の規模・状況に応じて、現地における災害対策本部を設置することができる。

- ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断して特に対策を要するとき。
- ウ 気象・地象及び水象について情報又は警報を受け、非常配備の必要があるとき。

(2) 廃止

町長は、予想された災害の危険が解除されたと認められたとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められたときは本部を廃止する。

(3) 通知及び公表

町長（総務課）は災害対策本部を設置した時は、直ちにその旨を本部並びに防災会議構成機関、空知総合振興局長、その他防災関係機関、並びに住民に対して無線放送、電話、文書、その他の方法で通知及び公表する。また、廃止した場合の公表については設置の場合に準ずる。

4 標識

- (1) 本部を設置したときは、役場正面玄関に標示板を掲出するものとする。
- (2) 災害対策本部に従事する者は、担当を表す腕章を帯用するものとする。

5 本部長の職務代理者の決定

副本部長（副町長）

6 本部員会議

本部員会議は、本部長・副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(1) 本部員会議の協議事項

- ア 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- イ 災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ウ 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- エ その他災害対策に関する重要な事項。

(2) 本部員会議の開催

- ア 本部員は、それぞれ所管事務について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- イ 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。

ウ 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務対策班長にその旨申し出るものとする。

(3) 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

7 災害対策連絡員

町と深川地区消防組合秩父別支署の間において、災害対策について密接な連携体制を講じるため、本部に災害対策連絡員を設ける。

8 本部の配備体制

(1) 非常配備の基準

ア 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても、非常配備に関する基準により配備の体制を取ることがあるものとする。

イ 非常配備の種別・配備内容・配備時期等の基準は次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

(2) 非常配備体制

区分	配備の時期	配備の内容	任務	担当課
第1 非常 配備	1 気象業務法に基づく気象・地象及び水象に関する情報または警報を受けたとき。 2 町内に震度4の地震が発生したとき。	情報収集のため総務課があたる。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡	総務課
	3 その他特に本部長が必要と認めたとき。	情報連絡のため各課長等をもってあたるもので、状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。		各課長等
第2 非常 配備	1 局地的な災害の発生が予想される場合または災害が発生したとき。 2 町内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 3 その他必要により本部長が非常配備を指令したとき。	災害応急対策に関係ある各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置の実施	全職員
第3 非常 配備	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合または被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 予想困難な重大な災害が発生したとき。 3 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 4 その他本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	1 災害業務全般の実施	全職員

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合にあつては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

9 本部各班の配備要員

動員（招集）の方法は次のとおりとする。

(1) 動員

ア 総務課長は、本部長の非常配備決定に基づき本部員及び各班長に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知するものとする。

イ 上記の通知を受けた各班長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。

ウ 各班長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。

エ 各班においては、あらかじめ班内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。

オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行うものとする。

(2) 休日・夜間等の動員等

休日及び勤務時間外等に災害が発生したとき、又は発生するおそれがある時は、直ちに所属課長等に事実を確認のうえ、又は自らの判断により配備につくものとする。また、初動時の対応を迅速、適切に行えるように連絡体制を整備する。

10 非常配備体制の活動要領

(1) 本部の活動開始及び終了

ア 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、または発生し、災害対策本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

イ 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、または災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し解散するものとする。

(2) 非常配備体制下の活動

ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は概ね次のとおりとする。

(ア) 総務対策班長は、気象台その他関係機関と連携をとり、気象情報の収受・伝達等を行う。

(イ) 総務対策班長は、雨量・水位等に関する情報を関係先から収集する。

(ウ) 関係対策班長は、総務対策班からの情報または連絡に即応し、情報に対する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。

(エ) 第1非常配備につく職員の数人は、状況により各対策班長において増減するものとする。

イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は概ね次のとおりとする。

(ア) 本部の機能を円滑ならしめるため、必要に応じて本部員会議及び対策班長会議を開催する。

(イ) 各対策班長は情報の収集伝達体制を強化する。

(ウ) 総務対策班長は、関係対策班長及び防災会議構成機関と連携を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

- (エ) 各対策班長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
- ① 事態の重要性を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。
 - ② 装備・物資・資器材等を点検し、必要に応じて被災現地に配置すること。
 - ③ 関係対策班及び災害対策に関係のある外部機関との連携を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備体制が指令された後は、各対策班は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

(3) 本部連絡員、本部情報収集責任者

本部長は必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員及び情報収集責任者を置くものとする。

ア 本部連絡員

本部長が必要と認めたときは本部連絡員を置く。

本部連絡員は、各対策班の災害に関する情報及び応急対策の状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策班に伝達するものとする。

イ 本部情報収集責任者

災害対策本部の設置と同時に本部情報収集責任者を置く。

本部情報収集責任者は、総務課職員のうちから総務課長が指名する者をもってあてる。本部情報収集責任者は、災害情報の収集及び本部からの連絡事項の伝達に当たるものとする。

第3節 住民組織の協力

1 協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、概ね次のとおりである。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難の指定緊急避難場所と、被災者収容のための指定避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (5) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (6) その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求めた事項。

2 協力要請先

団体名	関係所管（連絡先）
日の出 町内会	各町内会長宅
東 栄 町内会	
南 町内会	
屯 田 町内会	
北 新 町内会	
西 栄 町内会	
中央西 町内会	
中央東 町内会	
筑 紫 町内会	
旭 町内会	
駅 前 町内会	

3 地区情報連絡員

気象警報・災害情報の収集伝達のため、各町内会長等をもって地区情報連絡員に充てる。

4 住民に対する伝達方法

災害情報等を住民に伝達する場合は、防災行政無線・広報車及び消防自動車等により周知徹底すると同時に、地区情報連絡員に行うものとする。

第4節 自主防災組織等の育成

地震等の災害発生時には、有線放送の途絶等により防災関係機関の連絡が困難になり、あるいは道路、橋梁の損壊による交通阻害、又は火災等の二次災害が同時発生し防災力が分散されるなど、防災機関が行う災害応急対策は多くの制約を受けることが予想される。

特に要配慮者の安全確保、保護、又は避難誘導等の避難対策は、震災などの緊急性を考慮すると行政等の活動にも困難なものがあり、地域住民の積極的な協力、援助が不可欠となる。このことを踏まえ、「自分達の地域は自分達で守る」という自主的防災意識の高揚の機会として、また、地域住民との連帯による災害時の円滑な応急活動実施のため、町内会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進するための計画である。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、町は自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、防災担当者の育成、北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成に努める。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 組織の規模

自主防災組織の規模は、地域住民が災害時の応急活動、あるいは避難行動などを行う場合に相互連帯、相互協力が組織的かつ円滑に行われやすい区域を設定する必要があるため、住民の日常生活の繋がり、平時の防災活動の実施、災害時の住民掌握あるいは避難行動を考慮し、町内会を一つの基礎的組織とする。

なお、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分けることを推奨する。

4 組織編制

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が適当であり、その組織の中での役割分担を明確にすることが必要である。このため基本的な組織編制として情報班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等の編制が考えられる。

5 組織の活動

(1) 平時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 地域、家庭の安全点検
- ウ 高齢者世帯等の状況掌握
- エ 防災訓練の実施、又は町等が実施する防災訓練の参加協力
- オ 地域住民の防災思想の普及及び研修会等の実施
- カ 防災用資機材等の整備・点検

(2) 災害時の活動

- ア 住民の被害状況等の把握と、り災者の応急対応
- イ 町等防災関係機関への連絡、要請行動
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 住民の避難誘導
- オ 避難場所での援護、協力
- カ 給食・救援物資の配布及びその協力

(3) 援護活動

一人暮らしの高齢者及び障がい者を対象とした緊急通報システム導入による火災、急病等の平時緊急連絡体制は整備されているが、システム上の限界から震災などの大規模災害時には、有線途絶に伴い活用が不可能となる。

このため、町内の一人暮らしの高齢者及び障がい者等の保護、安全確認については、町及び民生委員との連帯による町内会または自主防災組織等の活動、協力を基本として実施する必要がある。

ア 住民の安全確認と保護

イ 医療手配などの応急的対応

6 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D o はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

7 避難の実施

町長から避難指示や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する高齢者等避難が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもと早期に避難させる。

8 推進方法

町内会等の代表者に対し自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換し、地域の実情に応じた組織の育成を指導するものとする。なお、一般的な自主防災の組織、活動内容等については、基準等を定め指導する。

また、自主防災組織の育成及び活動の促進を図るため、町は組織整備に要する経費及び防災用資器材等の整備に要する経費等に対する助成制度等の確立を促進していくものとする。